

コミュニティ関連施策のあり方に関する

提 言

(第 2 次)

平成 20 年 10 月

福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会

はじめに

本検討会は、平成 18 年 10 月から、自治協議会制度をはじめとした福岡市のコミュニティ関連施策の今後のあり方を検討してまいりました。この第 2 次提言は、昨年 10 月に福岡市に対して行った第 1 次提言の続きであると同時に、本検討会が 2 年間にわたって行ってきた議論の集大成でもあります。

平成 16 年 4 月、福岡市は、自治協議会制度を創設すると同時に、自治協議会への補助金制度、地域支援部の設置と校区担当職員の配置など、コミュニティと向き合うための施策を一斉にスタートさせました。まさに「コミュニティ元年」と呼ぶにふさわしい、市政の大転換がなされたときだったと思います。

それから 4 年を経た今、福岡市の提案をもとに、各地域の皆さんがそれぞれに育ててきた「自治協議会」のかたちが、ようやく定まりつつあります。

地震などの災害、子どもや高齢者が被害者となる犯罪の発生など、私たちの暮らしを取り巻く環境は、決して平穏なものではありません。こうした中、安全に安心して楽しく快適に暮らしていくためには、地域の住民同士の協力や助け合い（共助）が重要であり、コミュニティの存在が不可欠です。さらに、このコミュニティにおいて、住民自身が主役となり、地域のことを考え、行動していくことが絶対に必要です。

“行政がコミュニティと向き合う”ということは、それぞれに異なる 100 の相手に対し 100 種類の対応を行うということであり、並大抵のことではありません。また、行政機関とコミュニティとでは、その立場の違いから、意見が食い違うこともあるかもしれません。しかし、福岡市は、覚悟を持って、コミュニティと対等な立場で向き合い、対話し、共に歩んでいかねばなりません。

また、この提言では、コミュニティに対する提案もさせていただきました。コミュニティは多種多様であることを前提としながら、「どんなに状況が違って、これだけは絶対に必要ではないか」という共通事項を求めて、行きつ戻りつの議論を繰り返して、コミュニティの民主的な運営・活性化に向けて大切な事項をまとめています。

本検討会は、この第 2 次提言をもって検討を一旦終了します。しかし、平成 16 年度に始まった取り組みは、まだようやく初期の段階を脱したところであり、真に「自治」と「共働」が実現できるかどうかは、これからの市とコミュニティ双方の取り組みにかかっています。

将来に亘って持続可能な社会をつくるためには、人と人との結びつきが何よりも大切です。この福岡が、人間同士の温かなつながりに支えられ、10 年、20 年後、あるいはもっと遠い未来に至るまで、住みよいまちであり続けるために、この提言が一助となれば幸いです。

平成 20 年 10 月

福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会

会 長 森 田 昌 嗣

目次

第1	提言の趣旨	1
1	提言の趣旨とこれまでの経過	1
2	本検討会における検討項目と第2次提言の内容	2
第2	目指す姿と取り組みの方向	3
1	基本的な考え方と現在の状況	3
2	目指す姿と取り組みの方向	4
第3	コミュニティと市の共働に向けた取り組み	5
1	コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立	5
	(1) 市とコミュニティ双方の意識の改革	
	(2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し	
2	コミュニティの基本単位である「校区」重視の施策の推進	8
	(1) コミュニティ関連施策の進め方の見直し	
	(2) 区レベルの各種団体のあり方の見直し	
3	コミュニティと市の連携の強化	10
	(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実	
	(2) コミュニティ活動支援の強化	
	(3) 公民館と自治協議会の連携の強化	
第4	コミュニティの自治の確立に向けた方策	13
1	住民の自治意識の醸成	13
	(1) 「自治」や「コミュニティ活動」を住民に身近なものにするための広報の実施	
2	自治の基盤づくり	14
	(1) 魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり	
	(2) 自治会・町内会加入の促進	
	(3) コミュニティ活動を担う人材の確保	
第5	真に住みよいまちの実現に向けて	17

資料編